

独立行政法人国立美術館が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

平成28年3月1日

変更 平成30年3月9日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中長期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</u>	2
(1) 多様な鑑賞機会の提供	2
(2) 美術創造活動の活性化の推進	3
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上	4
(4) 教育普及活動の充実	4
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信	5
(6) 快適な観覧環境の提供	5
2. <u>我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承</u>	6
(1) 作品の収集	6
(2) 所蔵作品の保管・管理	6
(3) 所蔵作品の修理・修復	7
(4) 所蔵作品の貸与	7
3. <u>我が国におけるナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与</u>	7
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等	8
(2) ナショナルセンターとしての人材育成	8
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等	9
IV. 業務運営の効率化に関する事項	9
1. 業務運営の取組	9
2. 組織体制の見直し	10
3. 契約の点検・見直し	10

4. 共同調達等の取組の推進	10
5. 給与水準の適正化等	10
6. 情報通信技術を活用した業務の効率化	10
7. 予算執行の効率化	11
V. 財務内容の改善に関する事項	11
1. 自己収入の確保	11
2. 固定的経費の節減	11
3. 保有資産の処分	11
VI. その他業務運営に関する重要事項	11
1. 内部統制・ガバナンスの強化	11
2. 施設・設備に関する計画	12
3. 人事に関する計画	12
4. その他業務運営に関し必要な事項	12
(別添)	13

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立美術館は、独立行政法人国立美術館法（平成十一年十二月二十二日法律第百七十七号）第 3 条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められる。

国立美術館は、第 1 期中期目標期間（平成 13 年度～平成 17 年度）、第 2 期中期目標期間（平成 18 年度～平成 22 年度）、第 3 期中期目標期間（平成 23 年度～平成 27 年度）を通じて、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会をより多くの国民に提供するため、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開してきたところである。

平成 27 年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（以下「第 4 次基本方針」という。）においては、今後おおむね 6 年間（平成 27 年度から平成 32 年度）を見据え、地方創生やグローバル化への対応、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020 年東京大会」という。）に向けた文化プログラムの実施等、社会を挙げて文化芸術を振興していくことが求められているところである。このため、第 4 期中期目標期間においては、国立美術館は、「第 4 次基本方針」が掲げる「文化芸術立国」の実現への貢献という観点に立って美術振興の中心的拠点としての役割を果たすことが期待される。

また、国立美術館における活動の活性化、基盤の整備は、我が国の文化振興にとって不可欠であり、所蔵作品の一層の充実や施設設備の整備充実をはじめとする収集・保管・展示機能及び調査研究機能の向上を図るとともに、全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供、人材養成・研修、国際交流や文化発信の拠点としての機能を一層充実していく必要がある。

(別添) 政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められる。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化の推進などに積極的に取り組む必要がある。

#### (1) 多様な鑑賞機会の提供

国立美術館は、美術振興の中心的拠点として、学術的意義、国民の関心、国際文化交流の推進等に配慮しつつ、質の高い展覧会を開催することで国内外の幅広い人々に多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するものとする。

展覧会の実施に当たっては、次の開催方針のもと計画的に実施するものとする。

- (イ) 国家的規模で行う主導的な展覧会の実施
- (ロ) 全国の美術館に方向性を示す先導的な展覧会の実施
- (ハ) 新しい芸術表現を取り入れた先端的な展覧会の実施

開催する展覧会は、上記の開催方針を踏まえ、開催目的、期待する成果、学術的意義等を明確にするとともに、新しい切り口や研究成果を活用した展示、より一層の調査研究、関連資料の充実、展示説明資料の工夫等による所蔵作品等の新たな魅力の創出、国民の潜在的なニーズの把握、近隣施設との連携等を含めた効率的かつ効果的な広報戦略の実施などに戦略的に取り組むものとする。

地方巡回展については、地域における鑑賞機会の充実のため、受け入れ側と積極的に連携し、また受け入れ側の要望を十分に踏まえつつ、国立美術館としての機能を生かした魅力ある展覧会の実現に努めるものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った上映展示機能の充実を図るものとする。

## 【指標】

- ・企画展は毎年度 34 回程度開催する。  
（前中期目標期間平均実績：34 回）
- ・国立映画アーカイブの上映会は毎年度 13 回程度開催する。  
（前中期目標期間平均実績：13 回）
- ・国立映画アーカイブの展覧会は毎年度 3 回程度開催する。  
（前中期目標期間平均実績：3 回）
- ・展覧会ごとに満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を、前中期目標期間実績以上とする。
- ・各館における所蔵作品展の入館者数については、前中期目標期間実績以上とする。
- ・企画展の入館者数については、実施に要する期間、実施目的、企画内容等によって大きく異なることから、達成目標は、年度計画で展覧会ごとに設定する。
- ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度 1 事業 2 会場以上とする。（前中期目標期間年間平均実績：1 事業 2 会場）
- ・東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度 1 事業 2 会場以上とする。（前中期目標期間年間平均実績：1 事業 2 会場）
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度 1 回以上とする。  
（前中期目標期間年間平均実績：1 回）

## （2）美術創造活動の活性化の推進

メディアアート、マンガ、アニメ、建築、デザイン、ファッション等の世界から注目される新しい芸術表現の国内外に向けた発信等の拠点的な役割を果たすことを目指し、その取組を積極的に推進するものとする。

また、国立新美術館は、全国的な活動を行っている美術団体等に展覧会会場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開や芸術家の育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化を推進するものとする。

## 【指標】

- ・国立新美術館の公募展示室の稼働率は 100%とする。
- ・国立新美術館における全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会会場の提供に係る取組状況（公募展団体数）
- ・メディアアートなどの新しい芸術表現に係る取組状況（関連した展覧会等の件数）

### (3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、国立美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。

日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近・現代美術の研究の中心となることを目指し、所蔵する作品・資料をデータベース化して国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。

#### 【指標】

- ・ ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ 図書室利用者数は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）は、前中期目標期間の実績以上とする。
- ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）は、前中期目標期間の実績以上とする。

### (4) 教育普及活動の充実

美術作品や作家についての理解を深め、鑑賞者の芸術に対する感性の涵養に資するよう、国立美術館における美術教育に関する調査研究の成果を踏まえたギャラリートーク、ワークショップ等に取り組むものとする。

学校や社会教育施設等との連携により、子どもから高齢者までを対象とした幅広い学習機会を提供するものとする。

ボランティアや支援団体を育成し、相互の協力により美術館における教育普及事業の充実を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、映画フィルム等の所蔵作品の活用を図った教育普及事業の充実を図るものとする。

#### 【指標】

- ・ 教育普及事業の参加者数については前中期目標期間の実績以上とする。

### (5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

国立美術館の活動は調査研究の成果に基づき実施されるものであることを踏まえ、

美術作品の収集・展示・保管、教育普及活動その他の美術館活動を行うために必要な調査研究の内容については年度計画等に定めた上で国内外の美術館等と連携しながら計画的に行い、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすとともに、多様な方法により積極的に公開するものとする。

国立映画アーカイブにおいては、急速なデジタル技術の進展等に対応するため映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究を推進するものとする。

#### 【指標】

- ・調査研究活動の成果に基づき、所蔵作品展において、前中期目標期間実績程度の展示替えを実施する。
- ・調査研究の成果に基づき、展覧会図録を前中期目標期間実績程度刊行する。
- ・調査研究活動の成果の多様な方法による公開に係る取組状況（調査研究成果の公開方法・公開件数）
- ・映画のデジタル保存・活用等に関する調査研究の取組状況（調査研究の取組件数）

#### （6）快適な観覧環境の提供

国民に親しまれる美術館を目指し、入館者の立場に立った観覧環境の整備や利用者の要望を踏まえた管理運営を行い、入館者の期待に応えるものとする。

高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境を形成するものとともに、2020年東京大会を文化の祭典としても成功させ、我が国の文化や魅力を世界に示すため、各施設のサインや作品解説等の多言語化に向けた取組を推進するものとする。

また、入場料金及び開館時間の弾力化など、利用者の要望や利用形態等を踏まえた管理運営を行うとともに、ミュージアムショップやレストラン等のサービスの充実を図るものとする。

#### 【指標】

- ・快適な観覧環境の提供に係る取組状況（入館者に対する満足度調査の「良い」以上の回答率、サインや作品解説等の多言語化に向けた取組件数）

#### 〈目標水準の考え方〉

第4次基本方針が掲げる「文化芸術立国」実現への貢献という観点から、多様な鑑賞機会の提供、美術創造の活性化の推進等に係る目標値の設定に当たっては、第3期中期目標期間



の実績以上の目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第3期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指すものとする。

#### 〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

## 2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、コレクションの充実を図るとともに、作品の保管環境の充実に努めるものとする。

### (1) 作品の収集

美術作品の動向に関する情報収集能力と収集の機動性を高めるとともに、国立美術館の役割に即した収集方針を定め、これに基づき、購入の可否、価格の妥当性等について外部有識者の知見を踏まえ、計画的かつ適時適切な購入と寄贈・寄託の受入れを進め、体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の充実を図るものとする。

#### 【指標】

- ・所蔵作品の収集に係る取組状況（美術作品購入点数、美術作品寄贈点数、美術作品年度末所蔵作品数）

### (2) 所蔵作品の保管・管理

収蔵庫等保管施設の狭隘・老朽化への対応として、各館ごとの方針を早急に策定するものとする。

策定した方針に基づき、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存施設の改修等を進め、保管環境の改善を図り、所蔵作品全体を適切な保存と管理環境下に置き、それらを適切に保存・管理し、確実に後世へ継承するものとする。

#### 【指標】

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組状況（各館の収蔵庫の収納率。）

**【難易度：高】**

- ・ 保管環境等の改善等に係る取組については、国立美術館のみの取組では限界があり、所蔵作品の有効活用の観点からも地方自治体や関係機関等の協力が欠かせないため。

**（３）所蔵作品の修理・修復**

所蔵作品についての修理、修復の計画的実施により適切な保存・管理を行い、展示等に供するとともに適切に後世へ継承するものとする。

**【指標】**

- ・ 所蔵作品についての修理、修復に係る取組状況（所蔵作品の修理・修復数）

**（４）所蔵作品の貸与**

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。

**【指標】**

- ・ 所蔵作品の貸与に係る取組状況（所蔵作品の貸与件数）

**〈目標水準の考え方〉**

ナショナルコレクションの形成・継承は、作品の所有者や地方自治体、関係機関の意向等を踏まえて実施する必要があることなどから定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては第3期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指すものとする。

**〈想定される外部要因〉**

以上の目標に影響する外部要因として、施設の改修や使用の制限等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

**3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与**

国立美術館が所有、蓄積する美術作品や人材等を活用し、美術振興のナショナルセンターとして、国際交流等を推進するとともに、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。

## (1) 国内外の美術館等との連携・協力等

国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者の交流等を行い、我が国における美術館の国際的な拠点となることを目指すものとする。

国内外の美術館等における修理・保存処理の充実に寄与するものとする。

全国の美術館等の運営に対する援助、助言を行うとともに、関係者の情報交換・人的ネットワークの形成等に努めるものとする。

### 【指標】

- ・国立美術館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。  
(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場)
- ・東京国立近代美術館工芸館巡回展の事業数及び会場数については、毎年度1事業2会場以上とする。(前中期目標期間年間平均実績：1事業2会場)
- ・国立映画アーカイブの優秀映画鑑賞推進事業の実施回数は、毎年度1回以上とする。  
(前中期目標期間年間平均実績：1回)
- ・国内外の美術館関係者との研究会の開催や研究者との交流等に係る取組状況(所蔵作品等に関するセミナー・シンポジウムの開催回数、国内外の研究者の招へい等に基づくセミナー・シンポジウムの開催回数。)

## (2) ナショナルセンターとしての人材育成

小・中学生のための美術教育の一翼を担うナショナルセンターとして、モデル的な教材の開発や教員、学芸員等の資質向上のための研修等を重点的に実施するものとする。

大学の美術館・博物館等の教育機関等と積極的に提携しながら、今後の美術館活動を担う中核的な人材の育成を図るものとする。

国立映画アーカイブにおいては、優れた日本映画作品等の保存・継承のために、映画フィルム保存技術者や映写技術者等、映画保存のニーズに対応した人材の育成を図るものとする。

### 【指標】

- ・指導者研修は毎年度1回以上実施するものとする。(前中期目標期間年間平均実績：1回)
- ・指導者研修参加者に対する満足度調査を実施し、「良い」以上の回答率を前中期目標期間実績以上とする。

- ・今後の美術館活動を担う中核的な人材や映画保存のニーズに対応した人材の育成に係る取組状況（インターンシップ受入人数、キュレーター研修受入人数）

### （3）国内外の映画関係団体等との連携等

国立映画アーカイブにおいては、映画・映像作品の収集・保管等を推進するものとする。

国際的に我が国を代表する映画文化振興の中核となる総合的な機関として、国内外の映画関係団体等との連絡を密接に図り、その連携・調整についての役割を果たすものとする。

#### 【指標】

- ・映画・映像作品の収集・保管に係る取組状況（映画フィルム購入本数、映画フィルム寄贈本数、映画フィルム年度末所蔵本数、所蔵フィルム検索システムにおける新規公開件数、所蔵フィルム検索システムにおける累計公開件数）
- ・国内外の映画関係団体等との連携・調整に係る取組状況（「全国映画資料館録」更新版を中期目標期間中に刊行する。）

#### 〈目標水準の考え方〉

第4次基本方針が掲げる「文化芸術立国」実現への貢献という観点から、美術館活動全体の活性化への寄与に係る目標値の設定に当たっては、第3期中期目標期間の実績以上の目標値を設定するものとする。

なお、定量的な目標を定めることができない指標の達成水準としては、第3期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指すものとする。

#### 〈想定される外部要因〉

以上の目標に影響する外部要因として、施設改修や国家的行事等の開催に伴う施設使用の制限、関係する地方自治体の体制等がある。これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務運営の取組

業務運営に関しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、国民に対して提供するサービスの質の維持向上等に十分配慮しつつ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくために、調達合

理化の推進等により、一層の業務の効率化に取り組むものとする。具体的には、美術作品購入等の効率化になじまない特殊要因を除き、中期目標期間中、一般管理費については15%以上、業務経費については5%以上の効率化を図るものとする。

## 2 組織体制の見直し

独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かし、より一層のサービス向上を実現するため、広報機能の強化等、組織・体制の強化に努めるものとする。

## 3 契約の点検・見直し

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進するとともに、外部委託の活用等により、定型的な管理・運営業務の効率化を図るものとする。

## 4 共同調達等の取組の推進

周辺の機関と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めるものとする。

## 5 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分に考慮して、検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

## 6 情報通信技術を活用した業務の効率化

法人内の情報システムネットワークの一元化を基盤として、TV会議システム、グループウェア等の活用による効率化を進めるものとする。

VPN（バーチャル・プライベート・ネットワーク）バックアップ回線を増強するなどバックアップ・インフラの増強に努めるものとする。

所蔵作品情報の公開の円滑化を図るため各館のローカルシステムと独立行政法人国立美術館所蔵作品総合目録検索システムとの効率的オンライン化の検討を進めるものとする。

## 7 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準

による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築するものとする。

## V 財務内容の改善に関する事項

税制措置も活用した寄附金や自己収入の確保、予算の効率的な執行等に努め、適切な財務内容の実現を図るものとする。

### 1 自己収入の確保

事業を一層充実させる観点から、会員制度や寄附制度の充実、民間による施設利用の促進等の方策を検討し、施設貸出収入、特別観覧収入、会費収入の増加に向けた取組を推進するものとし、前中期目標期間の実績以上の自己収入を確保するものとする。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。

### 2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図るものとする。

### 3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うものとする。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制・ガバナンスの強化

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、更なる内部統制の充実・強化に取り組むものとする。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置をとるものとする。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群

を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むものとする。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るものとする。

内部統制・ガバナンスの強化に係る取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。また、業務運営全般については、外部有識者を含めて評価を行い、その結果を業務運営の改善等に反映させるものとする。

## **2 施設・設備に関する計画**

安全かつ良好な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成するものとする。

## **3 人事に関する計画**

人事管理、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図るものとする。また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、独立行政法人の業務運営の柔軟性を生かした制度を活用するものとする。

## **4 その他業務運営に関し必要な事項**

「工芸館移転の基本的な考え方」（平成28年8月文化庁公表）を踏まえ、東京国立近代美術館工芸館の移転に向けた準備を進めるものとする。

# (別添) 独立行政法人国立美術館に係る政策体系図

## 文化芸術振興基本法

### 国の政策：文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）

#### 【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ◎あらゆる人々が全国様々な場で創作活動へ参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ◎2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ◎被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ◎文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在より大幅に創出

#### 【文化芸術振興のための5つの重点戦略】

- ①文化芸術活動に対する効果的な支援
- ②文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実
- ③文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用
- ④国内外の文化的多様性や相互理解の促進
- ⑤文化芸術振興の体制の整備

### 第4期中期目標期間における国立美術館のミッション

#### 我が国の美術振興の中心的な拠点として「文化芸術立国」の実現に貢献

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化の推進など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する